ショートステイ 秋桜の里 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 明世会が開設するショートステイ 秋桜の里 短期入所生活介護 及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活 介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保す るために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護 職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」 という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、居 宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサ ービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ 秋桜の里
- (2) 所在地 豊川市三蔵子町北浦4番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合 算して表記する)

(1) 管理者 1名(常勤兼務1名) 施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師9名(非常勤兼務9名)(内 精神科医師1名(非常勤兼務1名))生活相談員2名(常勤兼務2名)

看護職員 9名 (常勤兼務6名、非常勤兼務3名)

介護職員 57名

(常勤兼務 特養38名・SS8名、非常勤兼務 特養8名・SS3名)

機能訓練指導員1名(常勤兼務1名)介護支援専門員1名(常勤兼務1名)管理栄養士1名(常勤兼務1名)

従業者は、事業の提供を行う。

事務職員 2名(常勤兼務2名)

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型 20名
- (2) 空床利用型 特別養護老人ホーム定員以内

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- 2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
 - (1) 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 200円
 - (2) 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル以上 1 キロメートル増す毎に 1 0 0 円加算
- 3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費 ユニット型個室 2,066円(20室)(1日あたり)
- (2) 日常生活費・教養娯楽費 実費
- (3) 食費 1,850円

(朝食代400円、昼食代710円、おやつ160円、夕食代580円)

- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 要した費用の実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) 文書料(領収証明書) 550円(1通)
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その 他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で 説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 外出、外泊に伴う欠食の場合及び入所のキャンセルまたは変更の際に、利用予定日の前日の17時までに連絡がない場合は、キャンセル料として食費相当額の支払を利用者から受ける事ができる。その場合、食費相当額は介護保険負担限度額認定証対象外とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡 する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊川市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けても らうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2)特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じるものとする。
 - (1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- 2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 明世会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- (1) この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- (2) この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- (3) この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- (4) この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- (5) この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- (6) この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- (7) この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- (8) この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- (9) この規程は、平成27年12月16日から施行する。
- (10) この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- (11) この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- (12) この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- (13) この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- (14) この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- (15) この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- (16) この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- (17) この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- (18) この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- (19) この規程は、令和5年6月1日から施行する。
- (20) この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- (21) この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- (22) この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- (23) この規程は、令和6年8月1日から施行する。